

日比谷公園大音楽堂（野音）の使用上の注意

◎会場を使用するにあたって次の事項をお守りください

1. 貸出区分は準備・片づけを含めた使用時間です。
搬入開始や、主催者の会場入りも利用区分時間内になります。
必ず、利用区分内にすべてを終了し、完全退館してください。
集会で、終了後デモに出る場合は、最後尾が時間内に出来るよう
ご注意ください。
2. 一度納められた会場使用料はいかなる事情があろうともお返しできません。
3. 公会堂スタッフとの技術打合せは、よくプランを練った上で
使用日の1ヶ月前を目安に必ず行ってください。
打合せが遅れるとプランのご希望に添えない場合があります。
4. 会場内での物品販売その他の営業活動には制限があります。
詳しくは打合せ時にご確認ください。
5. 危険物の持ち込みおよび舞台、客席での裸火・喫煙は禁止です。
6. 会場入り口以外（日比谷公園など）で催物の宣伝・広告（ビラ配り）等は
行わないでください。
7. 使用当日のゴミは持ち帰りか有料処分になります。持ち帰る際は主催者が
責任をもって最終確認を行ってください。
ゴミの有料処分については別紙にてご案内しております。
8. 施設物または器具などを損傷・破壊・滅失した場合には、直ちに原状に回
復するか、管理者の請求する相当額を弁償していただくこととなります。
9. 定員以上は入場させないでください。**消防定員は必ずお守りください。**
会場に入りきれなかった人たちが日比谷公園にあふれ溜まるなどして、近
隣の図書館や公園への来客の妨げにならないよう、十分にご注意ください。
10. 使用承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡、または転貸することは
できません。
11. 会場内での泥酔および他人に迷惑を及ぼす行為は禁止です。主催者は
もちろんのこと、出演者および関係者・来場者にも徹底してください。
12. 音響機器の使用は、公園内外の人々に迷惑をかけることのないよう、
その音量には十分注意をしてください。
コンサート以外でも音量の関係で平日には利用できない催事もありますの
で技術スタッフにご確認ください。

***音楽系での利用は「4月から10月の土曜・日曜・祝日」に限られます。**

- 1.3. その他、会場使用については、指定管理者およびその係員の指示に従ってください。

◎次の事項には特にご注意ください

1. 会場内外における入場者の整理は主催者の責任で行い、事故のないように自主警備を徹底してください。
2. 緊急医療体制を準備してください。
3. 責任者の氏名・住所・所在を明確にしてください。

◎主催者は必要に応じて各種手続きを行ってください

1. 消防関係届出…
丸の内消防署／有楽町出張所：問合せ **03-3213-0119**
2. 集会等の届出…
丸の内警察署：問合せ **03-3213-0110**

◎日比谷公園大音楽堂（野音）の禁止行為について

1. 次の行為は、禁止です。
 - (1) 場内に危険物を持ち込むこと。火気の使用、客席以外での観覧、通路などへの緊急避難時の支障となる物の設置、指定場所以外での喫煙
 - (2) 火災警報機、空調機等野外大音楽堂の設備に影響を与えるもの
2. 次の事項には、制限があります
 - (1) 舞台上で使用する大道具などの材料
 - (2) 舞台上に大道具、仮設物を設置する場合、客席への舞台の張り出し
 - (3) 舞台の床に、容易に汚れが落ちない物の使用。
 - (4) 園路に駐車する場合
3. 防火対象物に指定されている機材等の使用は、丸の内消防署に別途手続が必要となります。
4. コンサート関係者は特に注意してください。
 - (1) 音出しは、土曜日は15時以降、日曜日、祝日（休日）は12時以降となります。厳守してください。
 - (2) ロックコンサートの出演者の客席への出入りは、お客様の安全が確保できませんので、原則禁止です。
 - (3) ステージから客席へ物を投げるなどの危険な行為は禁止です。

5. 集会関係者は特に注意してください。
 - (1) 集会中のアトラクション等でアンプ・楽器持込の演奏はできません。
 - (2) 煮炊きや炊き出しはできません。

◎禁止行為・制限についての細則

1. 禁止行為等の解除は原則として、「東京消防庁監修 火気安全管理マニュアル」（以下、「火気マニュアル」）に沿って必要最小限の範囲で認めます。
2. 日比谷公園大音楽堂（以下、野音）は、舞台部の高さが8m未満で安全な措置を講じていない劇場に該当します。
3. 火気マニュアル以外の禁止行為及び、制限は以下の通りです。
 - (1) 火薬類の使用
 - ・音球 3g以下2発まで認めます。
 - ・煙球 10g以下とします。
 - ・ナイアガラ花火 禁止です。
 - ・スモークマシン稼働中の火薬類の使用は禁止です。
 - (2) 裸火
 - ・トーチ（カートリッジ式）に限り、使用ガス総量は500g以下です。
4. その他の制限は次の通りです。
 - (1) 大道具等に用いる合板、幕類は防災処理加工をしたものを使用してください。
 - (2) 舞台の仮設張り出し、客席のイントレ設置に当たっては、強度、安全性に十分配慮するとともに、開催届を丸の内消防署に提出の上、収容人員の訂正をしてください。
5. 舞台上のイントレ、トラス等の設置基準は次の通りです。
 - (1) 客席から十分な距離をとり、高さは4.5メートル以下としてください。
 - (2) イントレ等または、大道具・幕類で舞台監視窓をふさがないでください。
 - (3) かまち部に設置物の足がかからないようにしてください
6. レーザー光線の使用基準は以下の通りです。
 - (1) レーザー安全管理者を配置してください。
 - (2) 電源その他設備は、主催者が用意してください。
 - (3) 安全には十分配慮してください。特に観客にレーザー光線が当たらないよう、遮蔽物を設置するなど十分に注意をしてください。
7. スピーカーの設置基準は以下の通りです。
 - (1) 設置場所は舞台上です。
 - (2) 高さ3m以下（集会での持ち込みスピーカー本体は1m以下）、ロープ等で転倒防止措置をしてください。
 - (3) 騒音となるような大音量を出すことは禁止です。

8. 中央投光タワー（通称：ピンスポタワー）の使用基準は以下の通りです。

- (1) 総重量 650 kg（人員重量+機材重量）以下
- (2) 定員 8 名（1 名を 65 kg として計算）
- (3) 電動クレーン（吊上重量）200 kg 以下
- (4) その他
 - ①機材の転落防止の対策をしてください。
 - ②以下の機器は乗せないでください。
 - ・振動を起こす機材
 - ・無人（リモコン）で操作する機材（保安要員を 1 機材につき 1 名以上配置すれば可）
 - ・単体または、組立重量が 200 kg を超える機材
 - ③以下の行為は禁止です。
 - ・機器操作者以外の立ち入り（大人以外の立ち入り）
 - ・看板の取付（垂幕は可）、ロープ等をほかの部分に張り巡らすこと
 - ・仮設物（イントレ）等を作ること
 - ・その他、明らかに危険と思われる行為

**※高所作業(高さ 1.8m 以上)は必ず安全帯及びヘルメットを
着用して行ってください。**

9. その他

- (1) 客席、通路、出入口等の避難導線は必ず確保し、緊急避難時に支障となる物は設置しないでください。
- (2) 売店、展示物の設置、受付機の設置は事前に届け出てください。
- (3) 上記以外の事柄について疑義が生じた場合は、その都度、指定管理者及びその係員におたずねください。

会 場 管 理 要 領

以下は主にコンサート等の興行に関する注意ですが、集会等での
ご利用の際にも共通するところがありますので、よく読んでおいてください。

開場前

- ・ 観客が会場前に、多数集まった場合には、混乱を防止するために整列待機させる。入場券の当日売りを求める観客に対しても同様に売り場より整列待機させる。
- ・ 入場口において開場時、速やかに入場できるよう観客が列で待機している際、注意事項の広報を徹底して行う。また、場内においては検索等を十分に行い、不審物設置、不正入場等を未然に防止する。

開場時

- ・ 観客への案内、振り分け及び整列入場の呼びかけを徹底し、入場口及び客席付近での事故、混乱が生じないように、観客の安全かつ速やかな入場に努める。
- ・ 入場口ではモギリをすると共に危険物及び持ち込み禁止物品のチェックを厳重に行い、発見した場合には入場口にて預かるようにする。

主な持ち込み禁止物品

- ・ 紙テープ、カラーボール等 ・ クラッカー、爆竹、花火等
- ・ 当日売の場合、立見券となるので、場内指定の場所（図面参照）に誘導する。
（各ブロック別に整列待機させ、開演 15 分前に誘導を開始する）

開演前

- ・ 開演前に観客に対し、公演に際しての注意事項を繰り返し場内放送する。

主な注意事項は下記の通り

- ・ イスの上に立つ、自席から移動する、などは禁止
（立見客は指定場所よりの移動禁止）
- ・ 階段、通路での立見行為
- ・ 物の投げ入れ禁止
- ・ ペンライト代わりに裸火（ライター、マッチなど）の禁止
- ・ 会場係員の指示には必ず従うこと
- ・ 以上の各項目が守られない場合、退場していただく。
それに伴いトラブルが生じた場合、コンサートの中断もしくは中止とする

開演中

- ・ 自席からの移動の制止及び階段、通路等での立見排除を徹底する。
- ・ ステージ前面客についてはフェンス等に触れる者への注意、ステージへ侵入しようとする者の防止を行う。
- ・ 中段、後段客については特に物を投げたり、フェンス等の前に出たりしないよう注意する。
- ・ 各通路に降りてくる者に対し、券のチェックなどを十分に行う。
- ・ その他、安全確保のために観客の動向には十分注意し、警戒に当たる。

終演時

- ・ 退場時、出口付近で混乱が生じないように、安全かつ的確な振り分け及び誘導を行う。混乱が予想される場合は規制（区切）退場を行う。
- ・ 出演者及び関係者車両の誘導には、十分注意する。楽屋口等、混雑した場合には、観客の安全かつ速やかな誘導を行い排除する。

緊急時

- ・ 緊急事態発生の場合（傷病・事故等含む）は直ちに本部へ連絡する。（各現場チームはトランシーバーなどにより本部との情報交換を密にしておく）本部責任者は、必ず会場側責任者及び消防・警察機関へ連絡すると共に現場チームへ迅速に指示を出すものとする。

<避難誘導體制>

火災の場合

現場担当係員は、直ちに本部へ連絡すると共に消防担当係員と協力し消火作業にあたる。本部通報担当係員は、消防・警察機関及び会場事務所へ連絡する。避難誘導担当係員は、すべての出入口を開放の上、観客を安全な場所へ的確かつ速やかに誘導する。

地震の場合

係員は、観客がその位置からすぐ移動して混乱が生じないように、十分注意し、状況判断（消防・警察機関等）によっては、場内放送等（ステージマイク等）を使用し、避難誘導を行う。

爆発物予告の場合

電話等による爆発物予告があった場合は、本部責任者の判断により消防・警察機関へ連絡の上、係員は配置ごとに速やかに不審物探索を行う。

万一、不審物が発見された場合には、観客に動揺・混乱を与えぬよう速やかに避難誘導を行う。なお、事前探索を十分に行い緊急事態を未然に防ぐよう努める。

< 救護体制 >

応急救護を必要とする負傷者が発生した場合、現場担当係員は直ちに本部へ状況を詳細に連絡すると共に、本部の指示により救護活動を行う。

警報作動時の対応に関して（誤発報を含む）

自動火災報知ベルが鳴動した場合は、準備中・本番中にかかわらず、2階事務所より原因調査中である旨の館内放送をかけさせていただきます。

*パニック防止のため、必須です。

ただし、事務所の代わりに、主催者側で舞台袖のマイクを使用し案内放送をかけることは可能ですので、技術打合せ時にご確認ください。

*放送例文は事務所にてご用意しています。

誤作動との確認が取れた後の館内放送も上記に準じます。

日比谷公会堂／大音楽堂 指定管理者

大星ビル管理・共立・日比谷アメニス共同事業体

2011.4.1